## 選挙権訴訟 札幌地裁 第1回口頭弁論報告

## ●はじめに

原告は、札幌市内に住む52歳の男性です。氏名などの詳しい個人情報の公 表は遠慮させていただいています。

原告は、お金の管理は苦手ですが、本を読んだりニュースを見たりするのが大好きで、療育手帳は持っていません。成人した頃からずっと選挙や政治家に興味をもっていて、国政にはかなり詳しいと言えます。最近、後見人に弁護士が追加選任されたことを切っ掛けに、選挙権を失って悔しい思いをしていることが発覚し、弁護団が結成され、平成23年9月14日、訴え提起に至りました。

# ●裁判期日(第1回)

- ·平成23年12月15日 午後1時30分~
- ・札幌地裁805号法廷(裁判員裁判用の一番大きい法廷/定員は80名だが、 車椅子傍聴者を最大限(7名)受け入れる関係で、本件では72名(記者席 9名含む))
- ·裁判官(民事第3部合議係):橋詰均(裁判長),戸畑賢太(右陪席),舘英子(左陪席)
- ・原告席:原告,原告のお母さん(後見人),大崎康二弁護士(後見人),西村 武彦弁護士(弁護団長),高橋智美弁護士(事務局長)ほか弁護団10名
- ·被告席:国(訟務検事3名)

#### ●裁判の様子

①開廷30分前から抽選券が配布され、一般席はちょうど満席くらいでしたが、 車椅子の方が1名傍聴できませんでした。なお、盲導犬を同伴した方が傍聴 券をもらおうとしたところ、「確認してきます」などと言われてしばらく待た されたそうです。

開廷5分前には報道用のテレビ撮影があり、記者席も満席でした。

②午後1時30分,裁判長が開延して訴状と答弁書の確認をしようとしたところで,西村弁護団長から,脳性麻痺の傍聴人がメモの替わりにICレコーダ

- ーを使用したいと希望していることを伝えて録音の許可をお願いしましたが, 「録音されると自由な意見の表明が難しくなるので一律に遠慮していただい ている。」とのことで許可されず,残念でした。
- ③まず最初に、訴状と答弁書を確認する手続きが行われ、訴状記載の請求の趣旨(裁判所に判断を求める結論の部分)について、(1)地方選挙の選挙権を確認する相手として国で良いのかという点、また、(2)「次回の選挙」に限定している理由について、詳しく説明するようにという指示がありました。これらは、次回期日までに準備書面を作成して提出することになります。

また,裁判長は国に対して,答弁書では「要旨」となっているのは,更に詳 しい主張が出るということかと確認し,国はそのとおりですと答えていまし た。段階的に主張するのは,先行する他の選挙権訴訟と同様の展開です。

④その後,証拠書類の原本を確認し,いよいよ原告の意見陳述です。「宮澤喜一さんはハト派だから好きだけど,小沢一郎さんは強権的なイメージで好きじゃない」と述べたり,最近の民主党代表選のことに触れたり,図書館で政治の本を借りて読んでいることなど,原告が政治にとても興味をもっていて詳しいことや,選挙権を失ってとても悔しかったこと,選挙のたびに職員に投票できないか尋ねて何度も断られたことなどを述べ,成年被後見人は政治的な判断ができないと考えるのはおかしいし不公平だ,大好きな選挙にまた行きたいと訴えました。

原告は、原稿を読み上げることに集中していたようで、裁判期日が終わった後、「裁判長はどんな顔だった?」と尋ねてきました。裁判長も傍聴人も、原告が政治にとても詳しいことに驚き、悔しさに共感しているように見えました。大勢の人に注目されて緊張したと言っていましたが、何度も練習したことが実を結び、見事な意見陳述でした。

⑤続いて,原告代理人の意見陳述では,弁護団を代表して齋藤健太郎弁護士が スライドを交えて熱く語りかけました。

「かつて行われていた差別の歴史を乗り越えて,日本国憲法は,『成人した日本国民であれば,誰もが選挙権を持つ』ということを定めました。そこには, 『能力がない人は,選挙権を制限してよい』ということは全く書かれていません。原告は,日本国憲法が言っている当然のことを実現するために,この 訴訟を起こしました。原告は、このことを訴えているだけなのです。」 成年被後見人の選挙権を奪うことは、一方的に、選挙をする能力がないと決めつけることであって、理由がないものだということ。そして、成年後見になった方々を不平等に扱うものであり、不当な差別であるということ。さらに、私たちの誰もが直面し得る問題であること。傍聴席の皆さんも熱心に画面を見てうなずきながら聴いてくださっていて、とても心強い思いでした。

⑥その後,次回期日の日程調整となりましたが,原告代理人から東京とさいたまの原告本人の様子の録画ビデオを参考に上映したいと上申していたことなどを踏まえて,次回も同じ大きな法廷を使わせてもらえることになりました。次回期日は,平成23年2月23日午前11時からです。

また傍聴席が一杯になるよう、ご支援をお願いいたします。

## ●報告集会(午後2時30分~ 教育文化会館)

裁判が終わると外は雪が降り始めていました。閉延後にすぐ近くの貸会議室に 移動し、集まっていただいた30名近くの方にお礼申し上げ、裁判の報告をい たしました。

当日の裁判手続きについては、裁判所から「次回の」と限定していることについてと「地方選挙の選挙権の確認」についてという、法律的な知識がないと理解が難しい宿題が出ましたので、「次回の」と限定したのは「裁判では具体的な事件の解決を求めなければならない」というルールがあって最高裁の判例でも「次回の」と限定すべきだとしていること、一方、地方選挙については国に対して確認しても意味がないという考えも成り立ちうるので道や市を被告に追加するかどうかも含めて検討していることなどを説明しました。

原告本人からも挨拶を予定していましたが、とくに原稿を用意していなかった ためか、プレッシャーで緊張が高まりすぎて体調が悪くなってしまい、残念な がら中座することとなってしまいました。

## ~ 会場からの質問・感想 ~

Aさん (精神障害の当事者): 裁判長がヘラヘラと笑っているように見えた。 西村弁護団長: 私の受け止め方ですが, 裁判官は知的な遅れがある人を「知らない」ので, 裁判官なりに原告に気を遣って和やかに進めようとしていた

- のではないでしょうか。ただし、いい加減に進められることがないように、 皆さんには次回以降も傍聴席を満席にして裁判官の態度を注意して見続け て欲しいんです。よろしくお願いします。
- Bさん(全盲の当事者): 傍聴券をもらうときに盲導犬を連れていたら「(盲導犬を同伴して傍聴できるかどうか)確認してくるので、ちょっと待ってください。」と言われてしばらく待たされた。点字ブロックもスロープを下ったところで途切れていて(※門の外の歩道まで15mくらいあります)とても危険だ。
- 西村弁護団長: I C レコーダーの件もそうですが、地域ではいろんな人たちが 生活しているんだから傍聴だっていろんな人たちが来るということを裁判 所に理解させないといけません。自閉症の人は…、あまり傍聴に来ないか も知れないけど、「アー」とか「ウー」とか声が出てしまう人だって、誰だ って傍聴できるんです。そのためには、皆さんからどんどん意見を寄せて 欲しいです。
- Cさん(就労支援B型のパン屋さん):成年後見になるときに,裁判所では選挙権がなくなることなどを説明していないのか。
- 西村弁護団長:私の経験では、裁判所は、そもそも被後見人に会うことがほと んどありません。
- Cさん: それは制度としておかしいのではないか。説明もなしに選挙権を奪う ことが許されるのか。
- 西村弁護団長:裁判所は何の説明もしないですが、相談を受けた弁護士としては、私は知的の方には原則として後見ではなく保佐にするよう勧めています。それ以外の後見がやむを得ない方の中には植物状態の方などもいて、全員にいちいち選挙権がなくなることを説明するようなことはしていないです。
- 高橋事務局長:実は、原告の後見の手続きは成年後見制度に変わった直後の時期でして、原告のお母さんは禁治産の知識で戸籍に載るのかということと選挙権がなくなるのかという質問をしたのですが、裁判所の事務の人も分かっていなくて、選挙権はなくならないと答えたそうなんです。選挙権のことはあまり考えられていませんでした。

齋藤弁護士:外国では説明なしに権利を奪ってはいけないのではないかという,

法律用語で「適正手続きの保障」ということが裁判で議論されていますが、 制度としては本人が拒否しても後見が開始することはあります。

弁護士は、たいてい本人自身ではなくて身内の方から相談を受けますが、 正直なところ、ご本人が選挙に行くことをとても楽しみに思っているかも 知れないということを想像してきていませんでした。この点は率直に反省 なければならないと思います。

会場から出た感想には、「意見陳述が分かりやすかった」、「この裁判によって選挙権の歴史は最終章を飾るというところが感動した」、「仲間に裁判の報告をして障害者権利条約の批准や総合福祉法制定への運動につなげていきたい」、「次回も傍聴に来たい」というものもありましたが、「主張が弱い。障害者は低賃金だったりして今なお低い地位に追いやられたままなのだから、『選挙権は生きる権利そのもの』だと強調して欲しかった」といった厳しい指摘もありました。真摯に受け止め今後に反映していきたいと思います。

最後に西村弁護団長から、裁判の性質上、原告の選挙権を目的としているという限界があるけれど、指摘のあった障害者の労働条件などの問題も可能な限り裁判所や国に突きつけていきたい。そのためには、次回もその次も毎回、皆さんに傍聴席を埋めてもらって応援していただくことが不可欠です。ぜひよろしくお願いしますと挨拶して、報告集会を終わりました。

(おしまい)